

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画

九度山町地球温暖化防止実行計画

(事 務 事 業 編)



令和5年4月

和歌山県九度山町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 目的 ~~~~~ 1
- 2. 計画期間 ~~~~~ 2
- 3. 対象範囲 ~~~~~ 2
- 4. 対象となる温室効果ガス ~~~~~ 2

第2章 温室効果ガス排出量の目標

- 1. 方針 ~~~~~ 3
- 2. 目標 ~~~~~ 3

第3章 取り組み内容

- 1. 職員共通の取り組み ~~~~~ 6
- 2. 庁舎・施設管理所属職員等の取り組み ~~~~~ 8

第4章 計画の進行管理

- 1. 推進体制 ~~~~~ 10
- 2. 推進管理の仕組み ~~~~~ 11

参考資料

- 1. 対象組織・施設等一覧表 ~~~~~ 12

1. 目的

九度山町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、地域に合った再エネの導入を探りながら、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

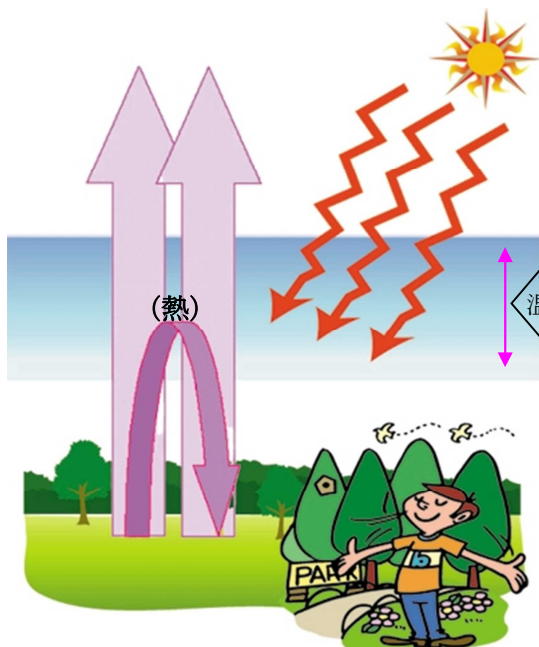
2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

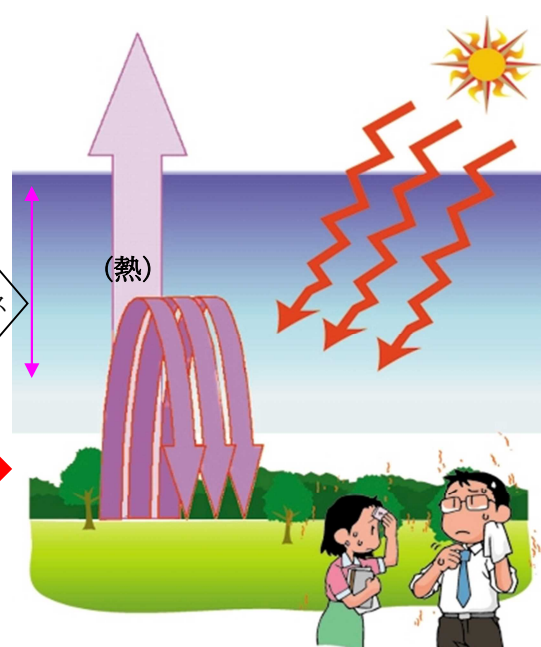
13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（バランスのとれた大気の状態）



（温室効果ガス濃度が増加した状態）



2. 計画期間

2023年度から地球温暖化対策計画に即して原則として2030年度末までとします。
なお、実行計画の基準年度は、2018年度とします。

3. 対象範囲

九度山町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象となる7つの温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、当面の間、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進して行きます。

1. 方針

九度山町では、町の基幹計画である長期総合計画を策定するに当たり、特に重要だと思われる事項として、環境問題への対応と自然環境の保全・共生について明記（参考 第5次九度山町長期総合計画）しており、「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」においても温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

九度山町は、町民憲章にもあるように、緑ふかく水きよい玉川峡に代表される美しい自然に恵まれ、先人たちにより培われた高い文化があり、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が財産となっています。

この豊かな自然や文化を守り育てていくために、九度山町では「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を遵守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令を遵守します。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標達成に向けた取り組みを推進していきます。

3. 取り組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取り組み成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2. 目標

「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」は、2020年10月、国が、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとしたことを受け、九度山町役場の全事業拠点の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量を把握するための体制を早期に構築するとともに、目標値である温室効果ガス排出量マイナス46%（2030年目標（対2018年度比））を基準とし、取り組みを推進します。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス排出量マイナス50%（2050年目標）を目指します。

<二酸化炭素排出量と、2030年度削減目標など>

	CO2 排出量 (単位：kg-CO ₂)	削減目標排出量(-46%) (単位：kg-CO ₂)
温室効果ガス(CO ₂)	480,901	259,684

※ 2018年度実績値

<温室効果ガスの総排出量内訳（施設別）>

施設名	排出量 (kg-CO ₂)	内訳 (%)
本庁舎・ふるさとセンター	144,806	30%
公民館等（教育委員会）	28,224	6%
九度山文化スポーツセンター等	42,621	9%
幼・小・中学校	81,045	17%
簡易水道施設中央監視所	125,928	26%
その他（公用車等による排出）	58,277	12%
計	480,901	100%

※ 2018年度実績値

出典：電気事業者別排出係数（環境省HP）

<水道使用量内訳（施設別）>

施設名	水道水使用量 (m ³)	内訳 (%)
本庁舎・ふるさとセンター	461	7%
公民館等（教育委員会）	247	4%
九度山文化スポーツセンター等	346	5%
幼・小・中学校	5,446	82%
簡易水道施設中央監視所	27	1%
計	6,527	100%

※ 2018年度実績値

水の有効利用は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全に繋がります。

<廃棄物量>

本町の事務事業から排出される廃棄物については、減量化・資源化を推進し、特に可燃ごみについては近隣市町とで構成する広域ごみ処理場において、ごみ焼却熱の有効利用（給湯事業）を行っています。

	排出量 (kg)	備考
可燃ごみ排出量	11,900	
破碎選別ごみ排出量	990	
ビン類排出量	280	

※ 2018年度実績値

第3章 取り組み内容

1. 職員共通の取り組み

<省エネルギーの推進>

取組項目	取組内容	年間エネルギー削減効果※	CO2削減量 kg-CO ₂
照明の適正使用	・ 不要な照明はこまめに消す。	—	—
	・ オフィス内の照明は在室ゾーンのみ点灯する。 ■ 蛍光灯40W(8台セット)のスイッチで、1日30分の消し忘れを防止すると・・・	40kWh	17
	・ 昼休み中は来客スペースを除き、消灯を行う。 ■ 40Wの蛍光灯を200本使用している事務所ですら1日1時間消灯を行うと・・・	2,000kWh	870
	・ 省エネに配慮し、共有スペースの照明は部分消灯とする。	—	—
	・ 業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施する。 ■ 蛍光灯40W(8台セット)の区画で、1日4時間の消灯を実施すると・・・	320kWh	139
OA機器（パソコン、コピー機、プリンタ、など）の適正使用	・ 長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または省エネモードにする。 ■ ノートパソコン10台で1日3時間省エネモードを実施すると・・・	164kWh	71
空調の適正使用	・ 扉や窓の開閉により空調の使用を控える。 （カーテンやブラインドの効果的な活用）	—	—
	・ 気候にあった服装（クールビズ・ウォームビズなど）を心がける。	—	—
	・ 空調のコントロールがきめ細かく出来る庁舎は、冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は19℃を目安として、適切な調整に努める。	—	—
給湯の適正使用	・ 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く。 ■ 電気ポット(2.2ℓ)を1.2ℓ使用し、6時間保温状態にした場合と、保温しないで再沸騰した場合を比較すると・・・	107kWh	47

※ 標準的に取り組んだ場合の目安となる削減量

出典：地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編
家庭の省エネ大事典（省エネルギーセンター）

<省資源の推進>

取組項目	取組内容
用紙の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> • 両面コピー、裏面利用を徹底する。 • 資料の共有化を図る。会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にする。 • コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。 • 内部・外部連絡などは、できる限り口頭や回覧、電子メールや庁舎情報システムを利用する。
用紙の再利用	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報や機密情報などが記載されていない紙については、原則として全てメモ紙として使用するか、裏面利用を行う。
上水の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> • 食器類はまとめて一度に洗う。洗う時は水を流しっぱなしにしない。
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> • 職場のごみ箱を削減し、不用意な紙の廃棄を減らす。 • シュレッダーの使用を必要最小限にする。 • 使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのごみ削減に努める。 • 飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップを使用する。 • 封筒、ファイルなどを繰り返し使用する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。 • プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。

<公用車の適正使用の推進>

取組項目	取組内容	年間エネルギー削減効果※	CO2削減量 kg-CO2
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 発進時はゆとりを持って加速する。 ■ 発進時に5秒間の省エネ意識を持ち、5秒間で20km/h程度に加速すると・・・ 	ガソリン量 83.6ℓ	194
	<ul style="list-style-type: none"> • アイドリングストップを心がける。 ■ 5秒間の停止でアイドリングストップを実施・・・ 	17.3ℓ	40
	<ul style="list-style-type: none"> • 加減速の少ない運転を心がける。 ■ 急な加速や急ブレーキを控えると・・・ 	29.3ℓ	68
	<ul style="list-style-type: none"> • 早めのアクセルオフを行う。 ■ アクセルを早めに外して運転すると・・・ 	18.1ℓ	42
公用車の適正配置、効率利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 近距離移動時(2km以内を目安)はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。 	—	—
次世代自動車の採用	<ul style="list-style-type: none"> • 原則、電動車（HV車等）を導入する。 	—	—

※ 標準的に取り組んだ場合の目安となる削減量

出典：家庭の省エネ大事典（省エネルギーセンター）

2. 庁舎・施設管理所属職員等の取り組み

庁舎や施設の設備機器の買換の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に更新することや再生可能エネルギーを導入することが、最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の日常的な保守・点検や運転制御、補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理の職員等は次の取り組みを推進します。

<庁舎設備機器等の保守・点検の徹底>

取組項目	取組内容
照明設備	・ランプ等の定期的な清掃・交換を実施する。
空調・換気設備	・空調フィルターの清掃・点検を実施する。
	・換気フィルターの清掃・点検を実施する。
熱源設備	・ボイラーなど中央熱源機器類の定期点検を実施する。
動力設備	・動力伝達部の定期的な点検を実施する。
	・空気系統のエア漏れを補修する。

<庁舎設備機器等の運転の工夫や管理の徹底>

取組項目	取組内容
照明設備	・日本産業規格に準じた照度に設定する。
	・施設内照明のスケジュール点灯を実施する。
	・外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。
	・照明点灯範囲を細分化する。
空調・換気設備	・外気取り入れ量の適正化を図る。
	・中間期における外気冷房を実施する。
	・間欠運転を実施する。
	・令温水発生器・ボイラーの空気比を改善する。
	・令温水発生器の冷水出口温度を緩和する（中間期）。
	・省エネVベルトの使用による効率化を図る。
	・全熱交換型換気扇を適切に運用する。
	・空調の令温水配管の保温を実施する。
給湯設備	・給湯の温水配管の保温を実施する。
その他	・受電点力率（注1）を改善する。

注1 電源から送り出される電力（機器を動かすために消費される電力）を有効に使える割合

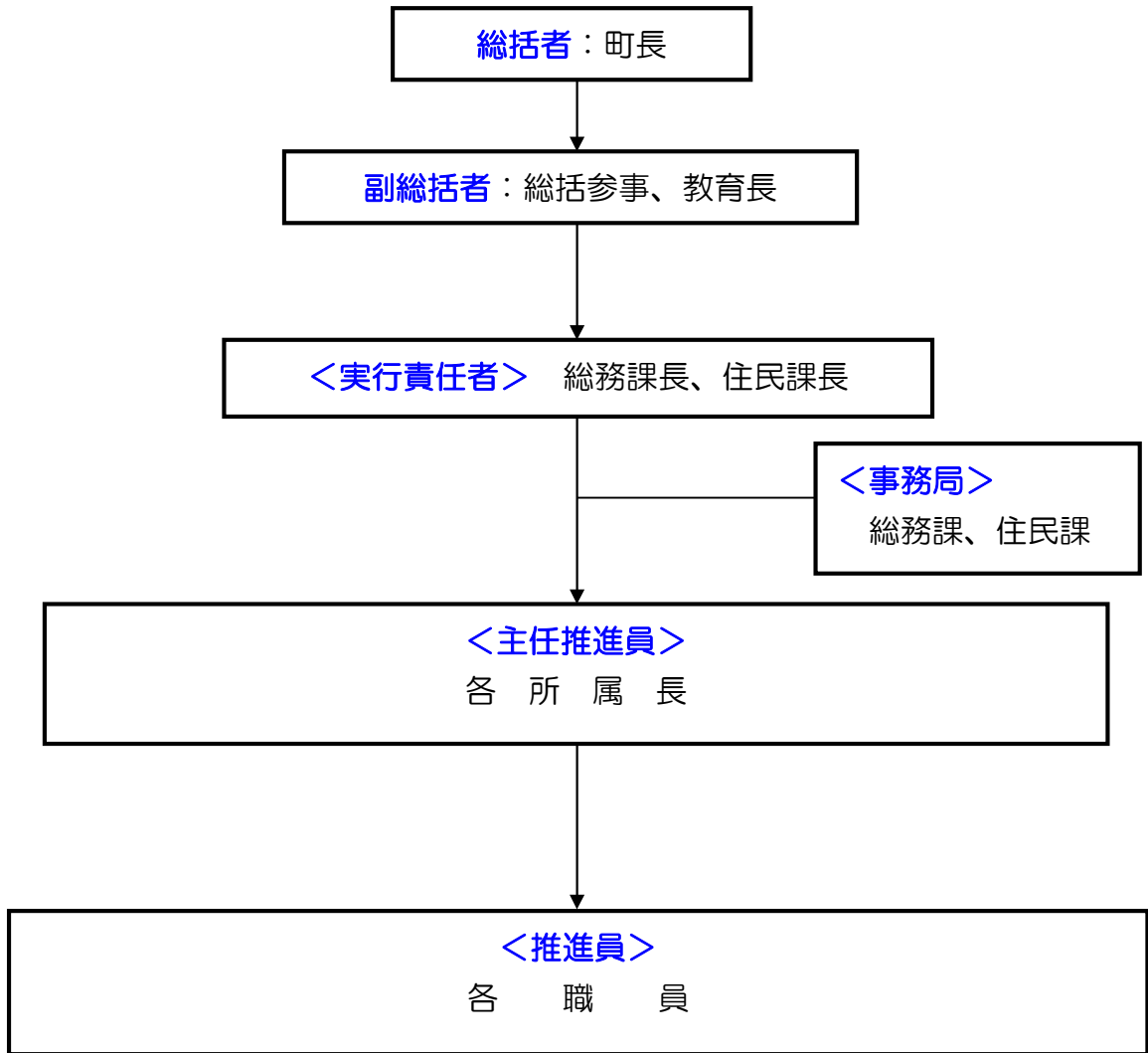
<庁舎設備機器等の補修・改修工事の際の留意点>

取組項目	取組内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明ランプ（Hf 式インバーター蛍光灯や LED 蛍光灯）を採用する。
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率タイプの空調設備を採用する。 ・ポンプ・ファンをインバーター制御とする。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・潜熱回収型ガス給湯器等を導入する。 ・ヒートポンプ式給湯機器等を導入する。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネタイプ自動販売機へ切り替える。
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を検討し、町内における公共施設に太陽光発電施設やヒートポンプの導入を推進する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ポテンシャル診断や省エネ診断等を受診することにより、効率的かつ継続的な省エネルギー対策の検討、立案に努める。

1. 推進体制

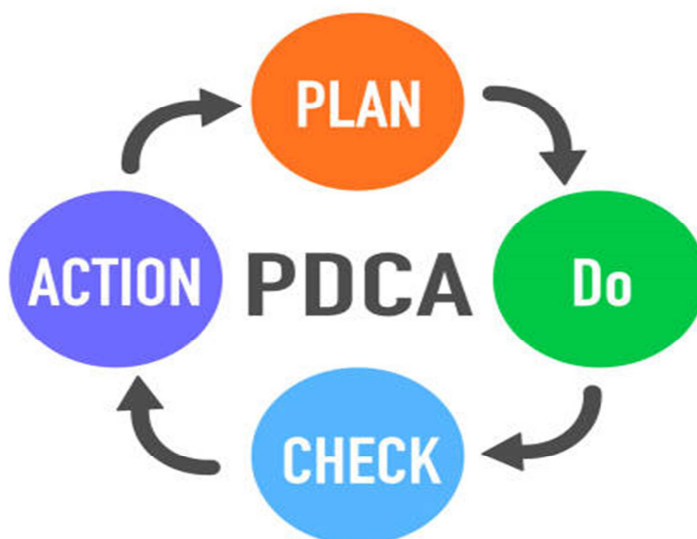
「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。

推進体制図



2. 推進管理の仕組み

「九度山町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」の仕組みは次のとおりです。



①計画（Plan）

各職員は、「九度山町地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」に示された日常的な取り組みを推進するために取り組み方針を確認し、取り組み目標を決定します。

また、実行責任者は、その目標に沿って研修会等の実施を計画します。

②実行（Do）

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、計画に基づく日常的な省エネ・節電等の周知徹底に努め、取り組み目標を達成するため行動する。

③点検・評価（Check）

各課・施設等は、エネルギー使用量等の実績を把握し、年1回事務局へ報告する。

事務局は、各課・施設等のエネルギー使用量等の実績をとりまとめ、九度山町役場全体の省エネ量等を把握し、実行責任者に報告する。

実行責任者は、実行計画の進捗状況及び削減目標値の達成状況を確認し、年1回副総括者に報告する。

④見直し（Action）

副総括者は、実行責任者の報告内容を踏まえ、総括者に報告するとともに、適宜、計画の見直しを含め関係各課等に必要な指示を行う。

⑤実績の公表

毎年、計画の進捗状況や取り組みの成果等を、事務局がとりまとめ、町ホームページ等で公表し、住民や事業者等の理解を得られるようにする。

対象組織・施設等一覧表

所 属	備 考
総務課	総務課、九度山町役場庁舎、九度山町ふるさとセンター
企画公室	企画公室
地域防災課	地域防災課
産業振興課	産業振興課
出納室	出納室
住民課	住民課
福祉課	福祉課
税務課	税務課
建設課	建設課
上下水道課	上下水道課、九度山簡易水道施設中央監視所
議会事務局	議会事務局
教育委員会	学校教育課、社会教育課
教育施設	中央公民館、紙遊苑、大石順教尼記念館、学校給食共同調理場
体育施設	文化スポーツセンター、武道館
幼稚園	九度山幼稚園
小学校	九度山小学校、河根小中学校
中学校	九度山中学校、河根小中学校